

鳥取県選挙管理委員会告示第39号

平成23年4月10日執行の鳥取県議会議員一般選挙において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により候補者1人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、次のとおりであるので、同法第196条の規定により告示する。

平成23年4月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

選挙区	候補者1人につき支出することができる金額
鳥取市	4,999,200 円
米子市	5,149,200 円
倉吉市	5,050,300 円
境港市	5,124,700 円
岩美郡	4,791,900 円
八頭郡	4,990,000 円
東伯郡	5,269,500 円
西伯郡	4,939,500 円
日野郡	4,840,900 円